

平成31年度 第1回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成31年度第1回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成31年4月25日 13時30分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 泊野 秀三 書 記 寺西 修 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰裕 書 記 大松 義彦		
議事録 署名委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美		
提出議題	議事  議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 民事執行法による農地等の売却に伴う買受証明 申請について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  協議事項 ・農業委員会合同会議について		

## 平成31年度第1回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、ただいまから、平成31年度第1回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。  
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 ご苦労様です。今年度最初の総会ということになりますね。近頃、国が農業委員会に中間管理機構や担い手などのいろいろな仕事を任せてくるような形になっております。そのため、より一層忙しくなるかもしれません。仕方がないので、皆で頑張っていきたいと思います。また、今日は総会が済んだ後に、推進委員さんと合同の会議もありますので、よろしくお願ひします。

### 2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の指定ですが、本日の議事録署名者につきましては、1番の下河内委員と、2番の中福委員を指名いたします。なお、書記に泊野事務局長、寺西書記、奥原書記、久保書記、大松書記を指名いたします。

### 3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

寺西書記 平成31年度の農業委員会事務局の体制について報告します。奥原書記、久保書記、大松書記は変更がありません。松岡事務局長の異動に伴い、泊野農林水産課長が併任で事務局長となりました。また、本年度から寺西書記が事務局職員となりました。本年度は、この5人の体制で事務局の業務を行ってまいります。以上です。  
では、泊野事務局長、一言お願ひします。

事務局長 皆さん、こんにちは。3月の総会の際には、こちらにお邪魔させていただきまして、ご挨拶をさせていただいたんですけども、4月になりまして、いよいよこちらに着任させていただきました。江田島市の農業の中核を担うのが農業委員会だと考えておりますので、皆様にいろいろ教わりながら、頑張っていきますので、よろしくお願ひします。

寺西書記 続きまして、私が挨拶させていただきます。4月から異動になりました、寺西です。よろしくお願ひします。農業委員会のこと、最適化推進委員のことを

含めて、全部勉強となりますので、農業委員の皆様には、少しご迷惑をおかけすることが多々あるかもしれませんが、なるべく迷惑をかけることがないようにいたしますので、どうぞよろしくをお願いします。

議長 それでは、日程第4の議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。お願いします。

#### 4 議 事

寺西書記 番号1。贈与人、●●●●。住所、兵庫県尼崎市\_\_\_\_\_。受贈人、▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、308 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、355 m<sup>2</sup>。

申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の希望により、受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の農業委員の田中です。事務局の言う通り、間違いございません。写真にもあるように、大変きれいに作付けされておりました。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。事務局からも補足をお願いします。

寺西書記 事務局から補足をさせていただきます。

贈与人と受贈人は兄弟で、現地については、家の土地を荒らさないために、以前からミカンを植えておられました。所有者は●●さんで、▲▲さんが居住地からたびたび通って、世話をしている形だったのですが、●●さんが今後江田島市に戻ってこられる予定もないため、実際に世話をされている▲▲さんに所有権を移転したい、ということで申請をされております。▲▲さんは市外にお住まいですが、実際に世話をされ、農地を管理できていることから今後も耕作が可能であるということで、事務局では許可相当ではないかと判断しております。以上です。

議長 この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 それでは、番号2と番号3は関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。

番号2。譲渡人、●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、呉市\_\_\_\_\_。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、及び現況ともに畑。面積、465㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「隣接する宅地と併せて利用するため、譲り受ける」ということでした。

番号3。譲渡人、■●●■。住所、沖美町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、呉市\_\_\_\_\_。所在地、沖美町三吉\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、山林。面積、217㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、26㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1,557㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「譲渡人の希望により、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この2番と3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたと思います。田中さんからよろしくをお願いします。

田中委員 能美の田中です。今事務局が言われた通り、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長 次に、清水さん、お願いします。

清水委員 はい。現地を見に行っただのですが、現地にて親子の方がいらっしやいまして、確認がとれておりますので、よろしいと思います。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 異議が無いようでしたら、この2番と3番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。以上で、3条の審議を終わりました。議案第2号の農地法5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。譲渡人、持分2分の1、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。持分2分

の1、▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。譲受人、■●●●。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町高田\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、雑種地。面積、385 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅を建築のため、譲り受ける」ということでした。木造鋼鉄葺き2階建て、延べ床面積120.85 m<sup>2</sup>です。

ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。現地は、現在家が建つための基盤を建てるところまでいっています。事情として、農業委員に届出をしなければいけないことを、本人が途中まで知らなかったそうです。ちょっと遅れたのですが申請を出しますので、よろしくをお願いしますということでした。

議長 この1番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということございますので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 続きまして、番号2。譲渡人、●●●●。住所、江田島市大柿町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、沖美町是長\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、458 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、930 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備のため、平成27年1月19日付で農地法第4条で転用の許可が下りているが、誤って隣接地である今回申請地に太陽光発電設備施設を設置していたため、顛末書を添付の上、申請する」ということでした。パネル288枚、発電量39.6キロワットの設備を設置済です。

ご審議をお願いいたします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖美町の下河内です。現地を確認してきましたけれども、今仰った内容通りですので、よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

田中委員 すいません。隣地である△△番には、今度また、パネルを建てるんですか。

寺西書記 いえ、もう既に△△番に建てておりまして、今回の申請地へはみ出ているんです。

田中委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この2番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号3。譲渡人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、沖美町是長\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、225㎡。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「隣接する宅地と併せて、庭及び駐車場として利用するため、譲り受ける」ということでした。  
ご審議をお願いいたします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖美町の下河内です。さきほど事務局が仰ったとおりに間違いありませんので、よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 異議が無いようでしたら、この3番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。  
以上で、5条の審議を終わらせて、議案第3号の民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明の申請について、事務局から説明をお願いします。

寺西書記 番号1。申請人住所、能美町\_\_\_\_\_。氏名、●●●●。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番地〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、250㎡。  
申請理由は、「居宅建設用地として活用するため」ということでした。入札年

月日は、平成 31 年 6 月 7 日で、入札参加のため申請するものです。4 月 17 日に、大段会長、田中委員、前城推進委員、奥原書記、寺西で現地確認を行いました。

ご審議をお願いいたします。

議長 この 1 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。地面にシートなどが貼られておりまして、現地は宅地になれるような状態になっております。今事務局が言われた通り、間違いございません。よろしく申し上げます。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 異議が無いようでしたら、この 1 番の案件につきまして、証明することに異議ありませんか。

寺西書記 事務局から補足をさせていただきます。

当該地は市の所有している土地で、登記が農地になっておりますので、入札の前に、農業委員会でこの度の買受適格証明をだす必要があるため、今回の申請をしていただく形となっております。なお、6 月 7 日の入札で申請者がこの土地を落札された場合、今度は農地法において 5 条の申請が必要ですので、もう一度この方から申請が出てくる可能性があることをお留めおきください。以上です。

議長 この案件について、ご意見、ご質問はございますか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この 1 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員証明することに異議が無いということですので、証明を可とします。以上で民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請についての審議を終わります。議案第 4 号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

寺西書記 お手元にお配りしている、集積計画の現地写真も併せてご覧ください。番号 1 番と 2 番は同一の案件ですので、併せて説明します。



番号 1、利用権を設定する農用地、所在地、能美町高田\_\_\_\_\_。現況地目、田。面積、802 m<sup>2</sup>。番号 2、利用権を設定する農用地、所在地、能美町高田\_\_\_\_\_。現況地目、田。面積、1,484 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所、氏名、山口県下松市\_\_\_\_\_、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、能美町\_\_\_\_\_、▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、果樹。始期、平成 31 年 5 月 1 日。終期、平成 36 年 12 月 31 日。借賃、1 番、年 4,000 円。2 番、年 6,000 円。借賃の支払い方法、口座振込。期間は 5 年 8 ヶ月です。新規の案件です。

以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。なにかございますか。

田中委員 能美の田中です。借りる人は、現在市役所でオリーブ普及員として活動をしておられまして、オリーブを植えたいということだったので、相手を探していたそうです。そこで、高田で誰か相手がいらないか、という話になったんですが、農地等相談会で農地を渡したいという方が来られましたので、マッチングという話となりました。以上です。

議長 この案件について、ご意見、ご質問はございますか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この 1 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議がないということですので、決定とします。以上で農用地利用集積計画については審議を終わります。

## 5 協 議 事 項

議長 続きまして、日程第 5 の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

寺西書記 ・農業委員会合同会議について

## 6 そ の 他

議長 他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。3 時から推進委員との合同会議がありますので、よろしく願います。